

No.	項目	質問内容	回答
1		一人の産業廃棄物管理責任者が、複数の事業場を管理（兼任）することはできますか。	東京都では、事業場毎に産業廃棄物管理責任者を選任することを条例で定めています。事業場に常駐している方を各々選任してください。
2	産業廃棄物管理責任者	産業廃棄物管理責任者講習会は、オフィスビル、製造・物流系コースや建設系コースがあるかと思いますが、どのコースでも受講可能でしょうか。	本講習会は、排出事業者に必要な知識を習得していただくためのものであって、資格要件等の規制に係るものではありません。御社の事業に近いコースをお申込みいただき必要な知識の習得に役立ててください。
3	優良性基準適合認定制度	産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルはホームページで一覧できますか。	東京都環境公社のホームページ(リンク先)からご確認いただけます。もしくは、東京都環境局の処理業者検索で産廃エキスパート、産廃プロフェッショナルの取得状況を確認することができます。
4		マニフェスト交付等状況報告書を毎年6月30日までに提出することについて、交付回数や量にかかわらず対象となりますか。例えば1回しか交付していない場合や、産業廃棄物の量が非常に少ない場合も該当になりますか。	マニフェスト交付等状況報告書は廃棄物の量やマニフェストの交付回数にかかわらず提出が義務づけられます。したがって、マニフェストを1枚でも交付していれば提出が必要となります。
5	届出・報告事項	産業廃棄物管理責任者を選任したら届出は必要ですか。特別管理産業廃棄物管理責任者の場合も教えてください。	産業廃棄物管理責任者の届出は必要ありません。特別管理産業廃棄物管理責任者は、東京都の場合、要綱で提出していただくようにしています。他の自治体の場合は、対象の自治体に確認してください。
6		委託契約は、排出事業者が収集運搬と処分業者にそれぞれ契約しなければならないとありますが、中間処理までは契約し、最終処分は中間処理業者にまかせてもいいのでしょうか。	中間処理業者と契約している場合には、契約自体は中間処理業者までで構いません。しかし、排出事業者責任は最終処分までが範囲になりますので、最終処分先の把握が必要です。
7	契約関係	収集運搬と処分の業者が異なる場合、3社が1枚の契約書で契約を結ぶことは法的に不可ということでしょうか。	東京都としては処分業者、収集運搬業者がそれぞれ違う場合は、1社ずつと契約するように指導しています。なお、一つの業者が収集運搬と処分の許可を持っていれば一社との契約で問題ありません。

8	廃棄物の 分別・分類	オフィスビルからの廃棄物で水銀を含むものについて、蛍光灯も対象になりますか。	「廃蛍光ランプ」として水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック、金属、ガラス陶磁器くず等の混合物）に規定されています。
9	マニフェスト	ビルオーナーが廃棄物（一廃・産廃）に関するマニフェスト伝票の交付作業を各テナントから委任されている場合、各テナント分を個別に発行しなければいけないと考えています。しかし、一部テナントから、「オーナーによる交付がみとめられているのだからまとめて一枚で良いのではではないか？」と意見があり、明確に説明できません。もしくはこの考え方自体が誤りでしょうか。	マニフェストの交付作業を委任されているオーナーがそのテナントに代わってマニフェストの交付の実務を代行する事は認められています。ただし、排出事業者はあくまでも各テナントですので、ビル全体の物として一枚でマニフェストを作るとは認められていません。テナントごとのマニフェストの交付をお願い致します。
10	その他	「専ら業者」とは、どのような業者を指しますか。	古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維（昭和46年10月16日環整第43号厚生省通知）のみを再生目的で扱う業者を通称して専ら業者としています。産業廃棄物の許可業者の場合には、専ら業者にならない場合がありますので、産業廃棄物の場合には都道府県等にお問い合わせください。
11		小さい工事現場の元請として、発生した産業廃棄物を事業場（支社）に持ち帰り（自社運搬）、何件かの工事現場の産業廃棄物をあわせて排出するときは、事業所（支社）を排出場所として契約書を交わしてよいでしょうか。	支社を排出場所として契約して問題ありません。ただし、現場ごとの廃棄物の種類、排出量の記録を残すことをお勧めします。

※本ページの回答内容については、東京都環境局資源循環推進部に監修頂いています。